

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和5年6月6日(火)
午前9時55分～午前10時26分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 大友 康 信 副委員長 菅 原 和 子
委員 熊 谷 克 彦 委員 笹 森 波
委員 千 葉 栄 幸 委員 荒 川 洋 平
- 4 委員外議員 3名
議長 菊 地 忍 副議長 佐々木哲男
議員 及 川 秀 一
- 5 欠席委員 な し
- 6 事務局職員 事務局 長 大澤 博
次長兼議会総務係長 佐藤 恵子
主幹兼議事調査係長 若 林 潤
- 7 協議事項
付議事件
 - (1) 議会の運営に関する事項について
 - ① 新型コロナウイルス感染症に係る令和5年第3回名取市議会定例会の対応について
 - ② 令和5年第3回名取市議会定例会に係る会期及び日程(案)について
 - ③ 一般市政報告の取扱いについて

確認事項

- (1) 条例議案の事前説明会について

付議事件

- (1) 議会の運営に関する事項について

- ① 議案の取扱いについて
- ② 議員提出議案（意見書）の取扱いについて

- (2) 議長の諮問に関する事項について

- ① 陳情の取扱いについて
- ② 議会ICT化推進特別委員会調査報告について
- ③ 議員の派遣について

午前9時55分 開会

○委員長（大友康信） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりです。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の会議に係る一切の資料を、お手元に配付しておりますので御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

初めに、新型コロナウイルス感染症に係る令和5年第3回名取市議会定例会での対応についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。若林係長。

○書記（若林 潤） 新型コロナウイルス感染症に係る令和5年第3回名取市議会定例会での対応について御説明いたします。

次第書の1ページ、1の（1）を御覧願います。

新型コロナウイルス感染症に係る名取市議会での対応については、これまでも、定例会開催時の本委員会で決定し、感染拡大防止策を実施してきたところです。

去る令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、5類感染症に変更となったことに伴い、政府としては一律に日常における基本的感染対策を求めることはなくなりました。この位置付けの変更に伴い、今期定例会から、次第書1ページの枠内の対応を全て削除し、感染対策前の状態に戻すこととする案です。ただし、新型コロナウイルス感染症に係る対応としては終了としますが、1のウ及び2については、当面の間、現行どおりとするものです。

新型コロナウイルス感染症に係る令和5年第3回名取市議会定例会での対応について、説明は以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、新型コロナウイルス感染症に係る令和5

年第3回名取市議会定例会での対応について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る令和5年第3回名取市議会定例会での対応については、説明のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。

よって、新型コロナウイルス感染症に係る令和5年第3回名取市議会定例会での対応については、そのようにいたします。

次に、令和5年第3回名取市議会定例会に係る会期及び日程案についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。若林係長。

○書記（若林 潤） 令和5年第3回名取市議会定例会に係る会期及び日程案について御説明いたします。

初めに、次第書の1ページ、1の(2)の①、今期定例会に提出のありました市長提出議案18か件の内容について御説明いたします。資料の1ページから3ページを御覧願います。

まず、報告事項については、去る2月定例会にて審議・可決されました繰越明許費等の繰越額の確定による3か件の報告です。

次に、条例議案については、新規条例案1か件、改正条例案6か件の計7か件です。

次に、補正予算については、一般会計、土地取得特別会計、介護保険特別会計及び宅地造成事業特別会計に係る4か件です。

次に、人事案件につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任2か件です。

次に、その他議案については、2か件です。

内訳は、指定管理者の指定期間の延長について1か件、指定管理者の指定について1か件となっております。

以上が市長提出議案18か件の内訳です。

次に、次第書の1ページ、②、議員提出議案については、意見書案1か件となっております。

議案の内容については以上です。

次に、次第書の1ページ、③、一般質問を御覧ください。

一般質問については6月2日の正午で通告を締め切りました。今期定例会には11名の議員より、合わせて質問事項26事項、質問要旨84項目の通告がありました。

別紙一般質問通告書により、発言順位について確認してまいります。

通告書1ページをお開きください。

発言順位1番、大久保主計議員、2番、千葉栄幸議員、3番、菊地昌夫議員、4番、菅原和子議員、5番、大友康信議員、6番、齋 浩美議員、7番、熊谷克彦議員、8番、笹森 波議員、9番、吉田 良議員、10番、小野寺美穂議員、11番、荒川洋平議員となっております。

以上、御説明申し上げました議案の内容及び一般質問通告者数を勘案いたしまして、今期定例会の会期については、次第書1ページの④、会期にお示ししておりますとおり、6月8日木曜日から6月21日水曜日までの14日間を要する案としております。

これらを踏まえまして⑤の日程です。会期日程（案）について御説明いたします。資料4ページ及び5ページを御覧願います。

令和5年第3回名取市議会定例会会期日程（案）です。

まず、招集日の6月8日です。

初めに、開会の後、会期の決定を行います。

次に、一般市政報告を行います。なお、一般市政報告については、この後、次第書2ページの（3）で説明いたします。

次に、報告第1号から報告第3号まで及び議案第49号から議案第63号までの市長提出議案18か件を一括上程いたしまして、市長より提案理由の説明を受けます。

次に、議案第50号から議案第55号までの改正条例6か件に対する質疑及び委員会付託を行います。

次に、議案第60号及び議案第61号の人事案件2か件に対する質疑の後、採

決を行います。

次に、議案第62号及び議案第63号の指定管理者の指定期間の延長及び指定管理者の指定についての2か件に対する質疑及び委員会付託を行います。

次に、報告第1号から報告第3号までに対する質疑を行います。

次に、議会案第3号に対する質疑及び委員会付託を行います。

次に、議会ICT化推進特別委員会調査報告についてを行います。

次に、議員の派遣についてを行います。

以上が招集日の内容となります。散会の後、常任委員会を開催します。

6月9日から12日までは、休会とするものですが、12日月曜日は、常任委員会を開催し、所管事務調査及び議案関連事業箇所の現地調査、意見書案審査等を行います。

6月13日、15日及び16日は一般質問を行います。

6月14日は、全国市議会議長会総会が開催されるため、休会とするものです。

6月17日から20日までは、休会とするものですが、19日及び20日は議案審査等のため常任委員会を開催いたします。

常任委員会については、19日午前に総務消防常任委員会を、午後に建設経済常任委員会を、20日は午前に民生教育常任委員会を開催するものです。

最終日の6月21日は、まず、議案第49号の新規条例議案1か件について、質疑、討論、採決を行います。

次に、招集日に委員会付託を行った、議案第50号から議案第55号までの改正条例案6か件に対する討論、採決を行います。

次に、議案第56号から議案第59号までの補正予算4か件に対する質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第62号及び議案第63号の指定管理者の指定期間の延長及び指定管理者の指定についての2か件に対する討論、採決を行います。

次に、議会案第3号に対する委員長報告、討論、採決を行います。

以上の議案審議が終了しまして6月定例会閉会となる会期日程案です。

最後に、次第書の2ページ、⑥、その他です。

6月14日に東京都内で全国市議会議長会の定期総会が開催されますが、荒

川洋平議員が議員在職10年以上の表彰を受けられる予定です。先例に基づきまして本会議の中で表彰状の伝達を行うことにしたいと思います。具体的な会期日程で申し上げますと、資料5ページ、会期日程案の6月21日開会の後、議事日程に入る前に表彰状の伝達を執り行う予定としております。

令和5年第3回名取市議会定例会会期日程（案）の説明は以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、令和5年第3回名取市議会定例会に係る会期及び日程案について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） それでは、お諮りいたします。

6月定例会の会期及び日程案につきましては、6月8日から6月21日までの14日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。

よって、令和5年第3回名取市議会定例会の会期及び日程案につきましては、6月8日から6月21日までの14日間とすることに決定いたしました。

次に、一般市政報告の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。若林係長。

○書記（若林 潤） 一般市政報告の取扱いについて御説明いたします。

次第書は2ページの（3）を御覧願います。

市政報告の件名は「令和5年度全国学力・学習状況調査の解答用紙等の紛失について」です。

市長の市政報告につきましては、先例（第1章第10節）によりまして、議長の諸報告の次に行うことと、質疑は許可するのが例である、とされています。

それにより、取扱い案ですが、6月8日、諸般の報告の後、市長より報告を受け、質疑を行うとする案です。

一般市政報告の取扱いについての説明は以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、一般市政報告の取扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。

一般市政報告の取扱いにつきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。

よって、一般市政報告の取扱いにつきましては、そのように決定いたしました。

次に、条例議案の事前説明会について確認を行います。

書記より説明をいたさせます。若林係長。

○書記（若林 潤） 条例議案の事前説明会について御説明いたします。

次第書の2ページ中段を、御覧願います。明日、6月7日水曜日午前10時より開会いたします。場所は、議員協議会室です。

説明議案については、議案第49号から議案第55号までの条例議案7か件に対する説明になります。説明員は、各条例を所管する部課長等となります。

条例議案の事前説明会について説明は以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、書記をして説明をいたさせましたとおり、条例議案の事前説明会が開催されますので、議案書をお持ちの上、御参集願います。

次に、議案の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。若林係長。

○書記（若林 潤） 初めに、次第書の2ページ下段、1の（1）の①、審議方法・付託する常任委員会について、議案番号順に御説明いたします。資料は6ページ及び7ページの議案の取扱い（案）を御覧願います。

まず、報告第1号から報告第3号までについては、6月8日に審議を行います。審議の方法については、質疑のみとなります。

次に、議案第49号の新規条例議案については、6月21日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第50号から議案第55号までの改正条例議案については、まず6月8日に質疑及び委員会付託を行います。6月21日に再度上程し、討論の

後、起立採決を行うものです。

なお、これらの改正条例議案の委員会への付託については、議案第50号から議案第53号までを民生教育常任委員会へ、議案第54号を建設経済常任委員会へ、議案第55号を総務消防常任委員会へ付託するものです。

次に、議案第56号から議案第59号までの補正予算案4案件については、6月21日の最終日、質疑の後、委員会付託を省略して、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第60号及び議案第61号の固定資産評価審査委員会委員の選任2案件につきましては、6月8日に質疑の後、委員会付託及び討論を省略し、無記名投票を行うものです。

次に、議案第62号の指定管理者の指定期間の延長について、及び議案第63号の指定管理者の指定については、まず6月8日に質疑及び委員会付託を行います。6月21日に再度上程し、討論の後、起立採決を行うものです。なお、これらの指定管理者に関する議案については、民生教育常任委員会へ付託するものです。

次に、議案第3号の意見書について、6月8日に質疑、委員会付託を行います。6月21日に再度上程し、討論の後、起立採決を行うものです。

なお、意見書については、民生教育常任委員会へ付託するものです。①、審議方法・付託する常任委員会については以上です。

次第書2ページにお戻りください。

次に、②、議案審査等に係る常任委員会の開催日程（案）についてです。

会期日程（案）でも御説明いたしましたとおり、総務消防常任委員会を6月19日月曜日の午前に、建設経済常任委員会を同日午後に、民生教育常任委員会を6月20日火曜日の午前に開催するものです。

なお、各常任委員会の開会時刻については、招集日の本会議終了後に開催する委員会で決定されます。

次に、③、委員会審査報告書の取扱い（案）についてです。

委員会における意見書案、及び議案の審査に係る委員会審査報告書が提出された場合については、その報告を受けて定例会最終日に上程し、審議を行うとするものです。議案の取扱いについては以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、議案の取扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

○委員長（大友康信） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 資料6ページ、議案の取扱いでは、議案第49号名取市企業版ふるさと納税基金条例の審議日は6月21日となっています。一般質問通告書の6ページ、10番吉田良議員の質問事項3の企業版ふるさと納税についてですが、審議の順番からすると、場合によっては事前審査になるという可能性があるのかどうか、お尋ねします。

○委員長（大友康信） 事務局長。

○事務局長（大澤 博） 熊谷克彦委員から御指摘あったように、一般質問の中でも企業版ふるさと納税の質問が出ております。今回条例で出ておりますのは、基金条例ということで、基金の管理・運用ということでの条例案になっております。一般質問通告の内容については、基金条例に関わる内容ではないと判断しておりまして、他自治体での事例に基づいた契約の在り方などについて質す内容となっております。

その中で、仮に基金条例に触れるような内容の質問になった場合は、議長の議事整理権により質問・発言は控えていただくような議事運営になると考えております。

○委員長（大友康信） 熊谷克彦委員、よろしいですか。

○委員（熊谷克彦） はい、分かりました。

○委員長（大友康信） 他に、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。議案の取扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、議案の取扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、議員提出議案（意見書）の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。若林係長。

○書記（若林 潤） 議員提出議案（意見書）の取扱いについて御説明いた

します。次第書の3ページを御覧願います。資料については、8ページから10ページまでです。

今期定例会では、1か件の意見書が提出されました。

議会案第3号 保育士の配置基準の見直しや処遇の改善等を求める意見書です。

本件の提出者は齋 浩美議員、賛成者は小野寺美穂議員、笹森 波議員です。取扱い案としては、民生教育常任委員会へ付託するものです。

議員提出議案（意見書）の取扱いについては以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、議員提出議案（意見書）の取扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。議員提出議案（意見書）1か件の取扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案（意見書）の取扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、陳情の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。若林係長。

○書記（若林 潤） 陳情の取扱いについて御説明いたします。

次第書3ページ、資料は11ページから14ページを御覧願います。

今期定例会には、2か件の陳情が提出されております。

まず、陳情第1号 名取市情報公開条例の一部を改正する件に関する陳情です。提出者は、佐々木陽さんです。

次に、陳情第2号 名取市が管理する公園の目的外使用許可について陳情です。提出者は、小柳博子さんです。

以上、陳情2か件の取扱いについては、陳情の写しを全議員に配付するとともに、陳情第1号は総務消防常任委員会へ、陳情第2号は建設経済常任委員会へ送付し、調査を要請するものです。

陳情の取扱いについては以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、陳情の取扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。陳情2か件の取扱いにつきましては、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、陳情の取扱いについては、そのように決定いたしました。

次に、議会ICT化推進特別委員会調査報告についてを議題といたします。

書記より説明いたさせます。若林係長。

○書記（若林 潤） 次第書の3ページ下段を御覧願います。

議会ICT化推進特別委員会からの調査報告ですが、議会ICT化推進特別委員会委員長より、議長宛て調査報告書が提出されましたことを受け、御提案するものです。

取扱いについては、調査報告書の写しを全議員へ議席に配付し、6月8日、議会案第3号の委員会付託の後に上程といたします。

次に、審議方法ですが、平成21年12月の第7回定例会における、議会改革特別委員会調査報告の前例に基づき、委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行うこととする案です。

なお、委員長報告の方法ですが、報告書全部を読み上げることも可能であるとは思われますが、17ページの中身となっていることや、5月22日の議員全体会議の中で調査報告書（案）を議員各位に説明しておりますので、本会議における委員長報告については、いただいた御意見を踏まえた要点のみの報告としたい旨、議会ICT化推進特別委員会委員長より議長へ申し伝えられておりますので、このことも併せて御協議くださいますようお願いいたします。

議会ICT化推進特別委員会調査報告については以上です。

○委員長（大友康信） ただいま説明いたさせました、議会ICT化推進特別委員会調査報告について、御意見等がございましたら、お願いいたしま

す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。議会ICT化推進特別委員会調査報告につきましては、取扱い案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、議会ICT化推進特別委員会調査報告につきましては、そのように決定いたしました。

次に、議員の派遣についてを議題といたします。

初めに、このことについて、書記より説明いたさせます。若林係長。

○書記（若林 潤） 次第書の3ページ下段と、資料15ページを御覧願います。地方自治法第100条第13項及び名取市議会会議規則第156条の規定により、議員を派遣するものです。派遣の内容は、全国市議会議長会第99回定期総会です。派遣場所は東京都、派遣期間は令和5年6月14日水曜日です。派遣議員は、菊地 忍議長です。

次に、取扱い案については、次第書の3ページ（3）の②に記載のとおり、議会ICT化推進特別委員会調査報告の後に上程いたします。

採決方法については、簡易採決とするものです。

なお、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任するものです。

議員の派遣については以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、議員の派遣について説明いたさせましたが、御意見等があれば、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。議員の派遣につきましては、原案のとおりとすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣につきましては、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。
大変お疲れさまでした。

午前10時26分 散会

令和5年6月6日

議会運営委員会

委員長 大友 康信